

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された御意見及び総務省の考え方

(令和8年2月3日～同年3月5日意見募集)

No.	意見提出者	提出された御意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> 反対。情報漏れの恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見の「情報漏れの恐れ」の具体的に意味するところが、必ずしも明らかではありませんが、社会生活基本調査の実施に当たっては、統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十九条に基づき、調査票情報等の適正な管理を実施しています。また、同法第四十一条に基づき、本調査で知り得た個人又は法人その他の団体の秘密に関しては、守秘義務が課されています。 	無
2	個人	<ul style="list-style-type: none"> 第十条第一項及び第十二条第三項の改正前欄は、元々号が存在しない条への号の新設であるため、総務省ルールでは[新設]は号に逐次対応して記載せず、冒頭のみ記載でよいものと思料します 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、改正前欄の第十条第一項及び第十二条第三項の[新設]の記載を冒頭のみ記載に修正いたします。 	有
3	個人	<ul style="list-style-type: none"> 省令案に強く反対します。社会生活基本調査のオンライン化・マイナンバーカード連携拡大は、調査協力の格差を広げ、実態把握を歪めるだけです。オンライン回答を推進するのは理解しますが、マイナンバーカード未取得者（高齢者・低所得層の約20%、総務省 	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活基本調査では、マイナンバーカードとの連携をしていません。また、令和8年の調査では、インターネットでの調査への回答、調査員への調査票の提出及び郵送による調査票の提出を可能とする予定です。 	無

No.	意見提出者	提出された御意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>2025年データ)が調査協力から排除されるリスクがあります。ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされ、介護・育児・デジタルデバイドの実態が正確に反映されなくなります。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。</p> <p>不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策強化ごとにコストと負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙調査票・郵送・対面調査の代替手段を完全に保証してください。すべての国民の生活実態が正確に把握できる仕組みにすべきです。統計調査は生活必需品の政策基盤です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。省令案の見直しを強く求めます。</p>		

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。